

令和7年度スマートシティ関連事業の公募について
令和7年2月
内閣府、総務省、経済産業省、国土交通省

目次

I. スマートシティ関連事業の公募の概要 2 (頁)

- (1) はじめに
- (2) 合同で公募を行う関係府省のスマートシティ関連事業（合同審査の対象事業）

II. 合同で公募を行う各事業の概要 3 (頁)

- 1. 未来技術社会実装事業（内閣府 地方創生推進事務局）
- 2. 地域社会 DX 推進パッケージ事業（補助事業）（総務省 情報流通行政局）
- 3. スマートシティ実装化支援事業（国土交通省 都市局）
- 4. 地域新 MaaS 創出推進事業（経済産業省 製造産業局）
- 5. 日本版 MaaS 推進・支援事業（「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト）
（国土交通省 総合政策局）

III. 応募手続 6 (頁)

- (1) 応募書類（共通事項）
- (2) 公募期間、応募書類の提出方法

IV. 合同審査・選定 8 (頁)

- (1) 合同審査の方法
- (2) 合同審査における評価ポイント

【別紙】

- 別紙3-1：令和7年度スマートシティ関連事業応募様式
- 別紙3-2：スマートシティセキュリティガイドライン導入チェックシート
- 別紙4：令和7年度未来技術社会実装事業募集要領
- 別紙5：令和7年度地域社会 DX 推進パッケージ事業（補助事業）実施要領
- 別紙6-1：令和7年度スマートシティ実装化支援事業公募要領
- 別紙6-2：スマートシティ実装計画
- 別紙7：令和7年度「地域新 MaaS 創出推進事業」募集要領
- 別紙8：令和7年度日本版 MaaS 推進・支援事業（「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト）公募要領

I. スマートシティ関連事業の公募の概要

(1) はじめに

スマートシティは、ICT 等の新技術や官民各種のデータを活用した市民一人一人に寄り添ったサービスの提供や、各種分野におけるマネジメント(計画、整備、管理・運営等)の高度化等により、都市や地域が抱える諸課題の解決を行い、また新たな価値を創出し続ける持続可能な都市や地域であり、Society 5.0 の先行的な実現の場であるといえる。政府では、令和3年3月に閣議決定された「第6期科学技術・イノベーション基本計画」等に基づき、「次世代に引き継ぐ基盤となる都市と地域づくり」を展開するため、スマートシティの全国での計画的な実装に向けた取組を推進している。また、令和5年8月には、関係府省が合同で、全国のスマートシティの構築・運営を支援するための導入書として策定・公表した「スマートシティガイドブック」(*1)を改訂し、さらに、官民が一体となってスマートシティの取組を加速していくこととしている。

令和7年度のスマートシティ関連事業では、令和4年度に内閣府が行った「戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)第2期/ビッグデータ・AIを活用したサイバー空間基盤技術」の「データ連携基盤を活用したスマートシティ構想を実現するためのアーキテクチャ等の調査・検討」の成果を踏まえて改訂された「スマートシティリファレンスアーキテクチャ(ホワイトペーパー)」

(*2)を参照するとともに、令和6年度に引き続き、「スマートシティ関連事業に係る合同審査会」(以下「合同審査会」という。)を設置(事務局:内閣府科学技術・イノベーション推進事務局)して、各スマートシティ関連事業の目的に沿いつつ、合同審査会の評価を踏まえ、各事業の採択を決定する等、提案の公募・採択・実施について、関係府省一体で取り組むこととした>(*3)

なお、令和6年度事業の事業選定結果の公表は令和6年6月であったが、年度の早い時期から事業を開始することができるよう、令和7年度事業からは、公募開始から事業選定結果の公表までのスケジュールを早める予定である。

<参考>

- *1 「スマートシティガイドブック」(内閣府科技ウェブサイト)
→ https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/smartcity/guidebook.html
- *2 「スマートシティリファレンスアーキテクチャ」(内閣府科技ウェブサイト)
→ https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/smartcity/architecture.html
- *3 「令和6年度のスマートシティ関連事業の選定結果」(内閣府科技ウェブサイト)
→ <https://www8.cao.go.jp/cstp/stmain/20240621smartcity.html>

(2) 合同で公募を行う関係府省のスマートシティ関連事業(合同審査の対象事業)

事業名	事業担当府省・部局	支援方法
1. 未来技術社会実装事業	内閣府 地方創生推進事務局 未来技術実装担当	社会実装に向けた現地支援体制(地域実装協議会)を構築し、関係府省庁による総合的な支援を実施
2. 地域社会 DX 推進パッケージ事業(補助事業)	総務省 情報流通行政局 地域通信振興課	補助事業として実施
3. スマートシティ実装化支援事業	国土交通省 都市局 国際・デジタル政策課	補助事業として実施
4. 地域新 MaaS 創出推進事業	経済産業省 製造産業局 自動車課 モビリティ DX 室	委託事業として実施
5. 日本版 MaaS 推進・支援事業(「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト)	国土交通省 総合政策局 モビリティサービス推進課	補助事業として実施

II. 合同で公募を行う各事業の概要

1. 未来技術社会実装事業（内閣府 地方創生推進事務局）

※詳細は別紙4を参照

(1) 公募対象者（実施団体、応募者）

都道府県、市区町村

※共同提案も可とする。

(2) 公募する事業の内容

AI、IoT や自動運転、ドローン等の未来技術を活用した地域課題の解決と地方創生を目指し、先進性と横展開可能性等に優れた地方公共団体の取組に対して、未来技術の社会実装に向けた現地支援体制（地域実装協議会）を構築し、関係府省庁による総合的な支援を行う。

(3) 事業の支援期間

原則3年間とする。また、支援期間満了後も地方公共団体が継続を希望する場合は、支援期間の最終年度に継続申請書を提出し、内閣府の認定を受けた場合に、追加で2年間の支援を受けることができる。

(4) 事業費等

本事業による財政面の措置はなし。（実証実験等の実施においては、新しい地方経済・生活環境創生交付金等の各種交付金・補助金を活用していただくことを想定。）

2. 地域社会 DX 推進パッケージ事業（補助事業）（総務省 情報流通行政局）

※詳細は別紙5を参照

(1) 公募対象者（実施団体、応募者）

都道府県、市町村、別紙5の実施要領等に規定される一定の要件（※1）を満たす民間事業者等
※1 事業に関連する都道府県又は市区町村との間で、出資、包括連携協定、コンソーシアム組成等によりガバナンスが確立されていることを条件とする。また、事業実施地域自治体において、事業を通じて解決したい地域課題が特定されており、当該課題を解決するうえで事業の実施を必要としていることが明確に示されていることが必要。

(2) 公募する事業の内容

別紙の実施要領及び交付要綱等に基づき、デジタル技術を活用して地域課題の解決を図るために必要な通信インフラなど（ローカル5G/LPWAなど）を整備する事業

(3) 事業の実施期間

別紙の実施要領及び交付要綱等に基づき、補助対象事業について、補助の交付日以降、令和5年度中の定める日（令和7年3月上旬）までに完了すること。

(4) 事業費（支援（補助）対象経費）等

別紙の実施要領及び交付要綱等に基づき、補助金の交付により支援を行う（補助率は、対象となる事業費総額の1/2以内）。

※本事業の実施内容及び応募手続の詳細については、本公募要領のほか、別紙の実施要領（「令和7年度地域社会DX推進パッケージ事業 実施要領」）を参照。

3. スマートシティ実装化支援事業（国土交通省 都市局）

※詳細は別紙6を参照

（1）公募対象者（実施団体、応募者）

地域におけるスマートシティの社会実装化を行うため、次の各号に掲げるものから構成される組織（コンソーシアム）

- 一 地方公共団体
- 二 民間事業者又は大学・研究機関等

（2）公募する事業の内容

都市が抱える課題を解決し新たな価値を創出するため、先端的技术や官民データを活用し、都市活動や都市インフラの管理及び活用を高度化するスマートシティに関する取組に対する支援を行う。

（3）事業の実施期間

令和7年度内

（4）事業費等

別紙の公募要領等に基づき、補助金の交付により支援を行う（通常タイプは上限1,500万円、都市サービス実装タイプは上限3,500万円、戦略的スマートシティ実装タイプは上限5,000万円とし、かつ実行計画及び実装計画に基づく事業において補助事業者が負担する額を超えない範囲とする）。

4. 地域新 MaaS 創出推進事業（経済産業省 製造産業局）

※詳細は別紙7を参照

（1）公募対象者（実施団体、応募者）

まちづくりの将来像や地域の課題に対応し、新しいモビリティサービスの社会実装に向けた取組を行う法人・団体（基礎自治体を除く）であって、別紙の募集要領に定める要件を満たすもの

（2）公募する事業の内容

地域において先駆的に取り組む新しいモビリティサービスの社会実装を促進するため、先進的かつ持続的な事業モデルの創出に向けた MaaS 実証を実施する事業であって、別紙の募集要領に規定されたもの

（3）事業の実施期間

契約締結日～令和8年2月28日

（4）事業費（支援（補助）対象経費）等

別紙の募集要領に基づき、本事業の経費のうち、定められた範囲の費用について、各地方経済産業局から委託費として支出する。

※本事業の実施内容（公募テーマの内容等）及び応募手続の詳細については、本公募要領のほか、別紙の募集要領（「令和7年度「地域新 MaaS 創出推進事業」募集要領」）を参照。

5. 日本版 MaaS 推進・支援事業（「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト）（国土交通省 総合政策局）

※詳細は別紙 8 を参照

（1）公募対象者（実施団体、応募者）

都道府県若しくは市町村、地方公共団体と連携した民間事業者又はこれらを構成員とする協議会

（2）公募する事業の内容

複数の交通事業者の連携・協働により、多種多様な交通サービスを「一つのサービス」として利用可能とすることで、マルチモーダルかつシームレスな移動体験を提供する MaaS を活用して、移動環境の向上やコンテンツ連携による地域課題解決に資する取組に対する支援を実施。

（3）事業の実施期間

引き続き事業が継続することが望ましいが、補助対象経費は、交付決定日から令和 8 年 2 月 27 日（金）までに要したものを対象とする。

（4）補助対象経費

MaaS の推進に要する経費

Ⅲ. 応募手続

(1) 応募書類

別紙3-1「スマートシティ関連事業応募様式」のうち、下記共通事項についてはいずれの事業に応募する場合も下表※1に従い基本的に記載すること。各事業の応募書類については、応募する事業についてのみ記載すること。

(共通事項)

- ・「1. 申請者情報」
- ・「2. スマートシティ関連事業への応募状況」(応募事業、関連事業応募・採択状況)
- ・「3. 概要」(事業のセールスポイント、対象区域の概要・ビジョン、関連事業全体の概要)
- ・「4. 合同審査評価ポイントへの該当性」
- ・「5. スマートシティ戦略における位置づけ」(地域の課題、スマートシティの目標 (KPI))
- ・「6. 都市マネジメント (運営体制)」
- ・「7. 都市マネジメント (ビジネスモデル)」
- ・「8. スマートシティサービス・アセット」
(スマートシティサービス、スマートシティアセット)
- ・「9. 都市OS」(機能 (サービス)、データ、データ連携、共通機能)
- ・「10. その他」
(関連法令、各地域でのルール・ガイドライン、セキュリティ対策、PR ポイント)
- ・「11. スケジュール」(中長期スケジュール)
- ・「12. スマートシティセキュリティガイドライン導入チェックシート」

※1

	1.	2.	3.	4.	5.	6.	7.	8.	9.	10.	11.	12.
1.未来技術社会実装事業	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	△	△	◎	△
2. 地域社会 DX 推進パッケージ事業	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	◎	○	◎	◎
3.スマートシティ実装化支援事業	◎	◎	◎	◎	△	△	△	△	△	△	◎	△
4.地域新 MaaS 創出推進事業	◎	◎	◎	◎	△	△	△	△	△	△	◎	△
5. 日本版 MaaS 推進・支援事業 (「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト)	◎	◎	◎	◎	△	△	△	△	△	△	◎	△

◎：必須提出、○：必須提出 (当該応募事業に関連のない項目は記載不要)、△：任意提出

(各事業の応募書類)

各事業の応募書類に記載すべき内容等の詳細については、別紙の各事業の公募要領等を参照

(2) 公募期間、応募書類の提出方法

公募期間：令和7年2月12日（水）～3月6日（木）正午まで

※「未来技術社会実装事業」及び「地域社会 DX 推進パッケージ事業」については、先行して1月28日（火）から公募開始

応募書類の提出方法：

「関係府省のスマートシティ関連事業の窓口・問合せ先」の提出先に提出

合同審査会の事務局窓口・問合せ先

内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局（スマートシティ担当） 林、鈴木
電話：03-6257-1337（直通）

関係府省のスマートシティ関連事業の窓口・問合せ先

1. 未来技術社会実装事業

内閣府 地方創生推進事務局 未来技術実装担当 外村、米山、金井、寺田
（問合せ）電話：03-6206-6175

（提出先）内閣府地方創生推進事務局 未来技術実装担当（別紙4の募集要領に記載）

2. 地域社会 DX 推進パッケージ事業

総務省 情報流通行政局 地域通信振興課 藤原、大島、堀

（問合せ）mail：ict-town*ml.soumu.go.jp

（提出先）各総合通信局窓口または補助金申請システム（J グランツ）
（別紙5の実施要領に記載）

3. スマートシティ実装化支援事業

国土交通省 都市局 国際・デジタル政策課 坂口、野田、中村（内線 32236,32234, 32265）

（問合せ）電話：03-5253-8111 直通：03-5253-8422

mail：hqt-smartcity-mlit*gxb.mlit.go.jp

（提出先）国土交通省 都市局 国際・デジタル政策課 デジタル情報活用推進室

4. 地域新 MaaS 創出推進事業

経済産業省 製造産業局 自動車課 モビリティ DX 室 京藤、中村

（問合せ）mail：bzl-contact_mobility_pt*meti.go.jp

（提出先）各地方経済産業局窓口

（別紙7の募集要領に記載）

5. 日本版 MaaS 推進・支援事業（「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト）

国土交通省 総合政策局 モビリティサービス推進課 内山、森田、丁野

（問合せ）mail：hqt-mobilityservice1002*gxb.mlit.go.jp

（提出先）国土交通省 総合政策局 モビリティサービス推進課または「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト事務局（詳細は日本版 MaaS 推進・支援事業公募詳細ページをご確認ください。）

※迷惑メール対策のため、「@」を「*」と表示しております。

送信の際には、「@」に変更してください。

IV. 合同審査・選定

(1) 合同審査の方法

スマートシティ関連事業をより効果的・一括的に運用し、スマートシティの実装等を促進するため、内閣府において設置する合同審査会の評価を踏まえ、スマートシティ関連事業の採択を行う（4月中旬頃の見込み）。

(2) 合同審査における評価ポイント

事業毎の評価基準のほか、合同審査会では、以下のポイント进行评估する。

- ・新規性、先進性があり、かつ、将来の横展開・本格普及にふさわしい案件
- ・効果的な施策間連携がされている、又は連携予定の案件
- ・効果的な地域間連携がされている、又は連携予定の案件
- ・データ連携基盤（都市 OS）を構築している案件、又は構築予定の案件
- ・作成する API を公開又は公開予定の案件
（応募者が HP に API を公開するとともに、スマートシティ官民連携 PF サイト上にその URL を公開すること）

※各事業の採択要件、評価の基準等の詳細については、別紙の各事業の実施要領等に定める。